

<<クリーニング所の開設後に必要となる手続き>>

以下の場合、保健所への届出が必要になります。※手数料はかかりません。

- ①届出事項について変更があった場合
- ②営業をやめた場合
- ③1カ月以上休業する場合、休業後再開する場合
- ④相続による承継の場合
- ⑤法人の合併・分割による承継の場合

※全ての届出に押印が必要です。

届出様式は、さいたま市ホームページで

検索

クリーニング所

①届出事項について変更があった場合

「クリーニング営業届出事項変更(廃止)届」に、下記の必要書類を添えて、速やかに(およそ30日以内)保健所に提出してください。

変更内容	必要書類
○施設名称(店名)が変わった	・確認済証
○法人開設者の名称、所在地、代表者が変わった	・確認済証 ・履歴事項全部証明書(原本もしくは原本提示の上での写し)
○個人開設者の氏名、住所が変わった	・確認済証
○管理人を置いていて、管理人が変わった	・必要書類はありませんが、氏名、住所、本籍並びに生年月日を届出に記載してください。
○クリーニング師が変わった	・クリーニング師免許証(原本) ・氏名、住所、本籍、生年月日並びに登録番号を届出に記載してください。
○要消毒洗たく物の扱いの有無 ○取り扱い業務の変更	・保健所にお問い合わせください。
○設備や構造が変わった	・変更内容が確認できる図面等(新旧) ※事前に保健所に図面相談をしてください。

☆ 次の場合は変更届ではなく、新規申請が必要(手数料がかかります)となります。

- 店舗を移転する場合
- 店舗を大きく改装する、又は建て直す場合
- 開設者が変わる場合(個人⇄別の個人、法人⇄別法人、個人⇄法人)

※店舗の移転・建て直しの場合は、事前に保健所に図面相談をしてください。

!!注意!!

裏面へ

②営業をやめた場合

「クリーニング営業届出事項変更(廃止)届」に、確認済証を添えて、営業をやめた後、速やかに(およそ30日以内)保健所に提出してください。
確認済証を紛失している場合は、届出にその旨記載の上で提出してください。

③1カ月以上休業する場合、休業後再開する場合

1カ月以上休業する場合は、休業する10日前までに、休業後再開する場合は、再開後10日以内に、「クリーニング営業休業(再開)届」を保健所に提出してください。

④相続による承継をする場合

個人開設者が死亡し、相続人が開設者の地位を承継する場合の手続きです。

「クリーニング営業業者相続承継届」に

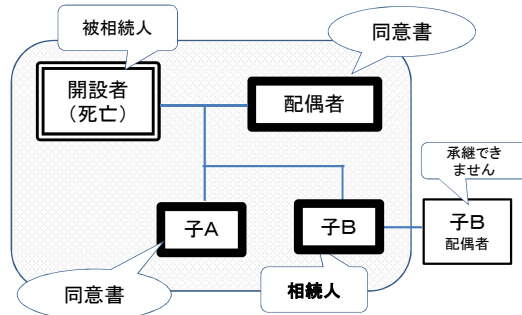
下記の書類を添えて、相続後速やかに(およそ30日以内)保健所に提出してください。

・戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)※

- (1) 被相続人(死亡した開設者)の出生から死亡までの戸籍謄本。
 - (2) 相続人全員の戸籍謄本((1)に記載されている方については省略可能)
- 注: 除籍謄本や改製原戸籍等が必要になる場合があります。

- ・相続人が複数いる場合は、相続人全員の同意書
- ・確認済証

※法定相続情報一覧図の写し(法務局発行)でも可。



例: 開設者が死亡し、子Bが相続承継する場合

⑤合併・分割による承継をする場合

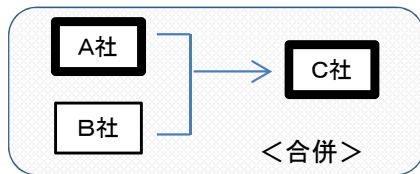
開設法人の合併や分割により設立された法人が、開設者の地位を承継する場合の手続きです。

「クリーニング営業業者合併(分割)承継届」に下記の書類を添えて、承継後速やかに(およそ30日以内)保健所に提出してください。

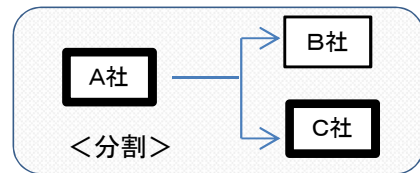
・履歴事項全部証明書

合併又は分割により設立され、地位を承継する法人のもの。
合併又は分割により設立された法人である旨の記載が必要です。

- ・確認済証



例1: A社が開設した施設を、合併により設立されたC社が承継する場合



例2: A社が開設した施設を、分割により設立されたC社が承継する場合

お問い合わせは...

さいたま市保健所 環境薬事課 環境衛生係

〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7-5-12

TEL:048-840-2227 FAX:048-840-2232